

令和7年度

江戸崎地方衛生土木組合
会計年度任用職員

募 集 案 内

申込み・選考について

1. 任用期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日の間で指定する期間

2. 勤務日時

週5日以内、1日7時間30分以内(週37時間30分以内)

※職種により時間外勤務が発生する場合があります。

3. 勤務場所

江戸崎地方衛生土木組合内での勤務となります。

※業務により勤務日時・勤務場所が異なります。

4. 申込方法

令和7年3月14日(金)までに、申込書類を総務課へ持参または郵送してください。

5. 申込書類

①江戸崎地方衛生土木組合会計年度任用職員申込書 ※提出必須
(組合ホームページ等よりお取り寄せください。)

②資格を有することを証明する書類の写し

ホイローダによる運搬作業があるため、車両系建設機械(整地)
技能講習終了証

6. 選考方法

書類審査、面接等により選考し、結果をお知らせします。

7. 問合せ先

江戸崎地方衛生土木組合 ☎ 029-892-2841 (代表)

※総務課へ直接お問合せください。

会計年度任用職員制度の概要

○身分

- ・パートタイム会計年度任用職員としての任用となります。
- ・一会計年度内を上限として任用されます。
- ・任用回数に上限はありません。
- ・地方公務員法に定める服務規律が適用されます。
- ・任用後1ヶ月間は条件付採用期間となります。
- ・江戸崎地方衛生土木組合事業の補助作業となります。
- ・すべての職種に人事評価制度が導入されます。

○報酬

- ・常勤職員の給料表を基準として、職種ごとに算出します。給料表の額の変更により増減することがあります。
- ・次年度以降に再度任用された場合は、職種や勤務時間に応じて報酬が増額となります。

○期末・勤勉手当

- ・任用期間が6ヶ月以上および勤務時間が週15時間30分以上の場合に支給します。
- ・基準日(6月1日および12月1日)に在職している方が支給対象です。
- ・支給月数は在職期間により異なります。
- ・任用時の報酬月額を基礎額として、6月期 2. 3月分 ・ 12月期 2. 3月分の最大4. 6月分を支給します。(令和7年度6月期については在職期間3ヶ月未満となるため、0. 36月分の支給となります。)

○費用弁償(交通費)

- ・常勤職員の通勤手当を基準として片道の通勤距離により月額を決定し、勤務実績に応じて支給します。

○休暇

- ・年次有給休暇および特別休暇が付与されます。
- ・特別休暇には有給休暇と無給休暇があります。

例) 忌引休暇、感染症による療養休暇等 ⇒ 有給休暇

産前産後休暇、子の看護休暇等 ⇒ 無給休暇

○社会保険・労働保険等

要件を満たす場合は健康保険、厚生年金、労働保険に加入します。

募集内容

作業員
<募集人数> 2名
<報酬> 時給 1,260円
<勤務場所> 江戸崎地方衛生土木組合 (稲敷市高田424)
<業務内用> <ul style="list-style-type: none">・ ごみ処理、土木、その他組合事業の補助作業
<必要な技能・スキル> <ul style="list-style-type: none">・ 車両系建設機械(整地)技能講習終了証
<勤務日数・時間> <ul style="list-style-type: none">・ 週3日から4日(月15日程度)・ 午前8時30分から午後4時30分 1日7時間